

ベトナム南部における、高病原性鳥インフルエンザ感染事例情報について（情報提供）

- 1月7日、ベトナム南部において、この1週間に高病原性トリインフルエンザに5名が感染し、現在までのところ2名が死亡し、3名が重体であるとの、専門家によるホームページ（RECOMBINOMICS）で掲載されたとの情報を入手しました。
  
- 現在、鳥インフルエンザウイルスの変異は確認されていませんが、厚生労働省としては、引き続き、ベトナム国政府、WHO等からの正確・詳細な情報を収集するとともに、入念的に発生地域への渡航者及び在留邦人に対して、注意喚起を図ることとしております（別紙参照）。

別紙

食安検発第0107002号

平成 17年 1月7日

各 検 疫 所 長 殿

検 疫 所 業 務 管 理 室 長

海外で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る情報提供について

海外で発生した高病原性鳥インフルエンザについては、平成16年8月24日付け事務連絡により、その対応をお願いしているところですが、今般、ベトナム南部でこの1週間以内に高病原性鳥インフルエンザに5名が感染し、現在までに2名が死亡し、3名が重体であるとの専門家によるホームページで掲載されたとの情報を把握したところです。

本件について、詳細な情報を収集中であるが、以下のとおり情報提供及び注意喚起をお願いします。

## 海外における高病原性鳥インフルエンザの流行について

これまで、以下の国において、高病原性トリインフルエンザの発生が確認されたため、当該地域へ渡航される方は一般的なインフルエンザの予防に心がけるとともに、生きた鳥等を販売している市場等には立ち入らないように注意喚起を図ってきました。

特に、ベトナムの南部では、過去1週間に高病原性鳥インフルエンザに5名が感染(現在までのところ2名が死亡した)との専門家によるホームページで掲載された情報を把握したため、生きた鳥等を販売している市場や養鶏場等鳥が飼育されている地域には、不必要に立ち入らないようにするとともに、ベトナムから帰国時に健康の異常を認めた場合、検疫所に相談してください。

また、人への感染が確認されていない国においても、感染した鳥との密接な接触等により人への感染の可能性は否定できませんので同様な注意が必要です。

昨年5月以降も高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されている国  
(平成17年1月7日現在)

インドネシア、カンボジア、タイ※、中国、ベトナム※、マレーシア

※ 昨年の冬以降、人への感染が確認された国

高病原性鳥インフルエンザとは

- (1) 鳥インフルエンザのうち、感染した鳥の致死率が高い特定のウイルスのもので、鳥から鳥へ直接、又は水、排泄物等を介して感染します。鶏、あひる、七面鳥、うずら等が感染し神経症状、呼吸器症状、消化器症状を呈します。
- (2) 感染した鳥との密接な接触等により、人に感染した事例が希に報告されています。食品(鶏卵、鶏肉)を食べることにより人に感染した報告はありません。

(参考)

一般的なインフルエンザの予防方法

(1) 旅行前の注意

出発前から体調が悪いと抵抗力が落ちることから、出発前から体調を整えることは病気の予防にも大切なことです。

(2) 旅行中の注意

体調に不安がある場合は、人混みや繁華街への外出を控えましょう。

また、外出時にはマスクを利用したり、宿泊先では加湿器などを使って適度な湿度を保ちましょう。うがい、手洗いは、かぜの予防と併せておすすめします。

(3) 旅行後の注意

海外旅行から戻って、発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が強く、併せて普通のかぜと同様、のどの痛み、鼻汁などの症状があれば早めに医療機関を受診して下さい。